**令和６年度　市総合防災訓練について**

**１　目　的**

　　南海トラフ巨大地震については、その発生周期から、近年中の発生の可能性が高まっています。また、揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯は、昨今の研究結果から、活断層による地震の発生時期は大きな幅があるため、身近な危険として日ごろから備えておくよう警鐘されており、本市においても、建物の倒壊、急傾斜地の崩落による土砂災害、また、液状化現象により大きな被害をもたらすことが予想されています。

　　令和６年１月１日に能登半島地震が発生したことから、今年度は大規模地震を想定した防災訓練を実施し、災害対策本部の組織や分掌事務の見直しを行ったため、地震発生時における職員の初動体制の確認を行い、災害対応能力の向上を図ります。

また、自主防災組織等を中心とした防災訓練にあっては地域の防災力、自助・共助の意識の高揚を図ります。

さらに、防災関係機関の平時からの組織体制・機能を確認・評価等を実施し、災害発生時における防災体制の実効性を検証するとともに、防災関係機関相互の連携を図ります。

【重点項目】

　　□　本巣市災害対策本部の災害対応訓練

　　□　被害情報及び関係機関との情報収集・伝達体制の確認

　　□　自助・共助の力の育成を目標とした自主防災組織が主体となった訓練

　　□　地震発生時に身を守る行動の実践（シェイクアウト訓練）

　　□　避難所設営及び運営訓練（真正地域）

**２　訓練実施日時**

　　令和６年８月２５日（日）　午前７時３０分から午前１１時0０分

雨天決行。ただし、警報が発表された場合は中止。中止する場合は、午前７時１５分に防災無線により周知。

**３　訓練想定**

　　午前７時３０分に、揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、本巣市では震度６強の揺れが観測され、建物の倒壊など市内では甚大な被害が発生しているとの想定。

**４　訓練参加機関・団体**

　　本巣市内自主防災組織、岐阜市消防本部、（一社）もとす医師会、（一社）もとす歯科医師会、本巣市建設協会、（一社）岐阜県ＬＰガス協会本巣支部、本巣地区トラック協議会、本巣市管工事組合、本巣市赤十字奉仕団、本巣市アマチュア無線クラブ、本巣市社会福祉協議会、本巣市、本巣市議会、本巣市消防団

**５　訓練内容**

　　別添「令和６年度　本巣市総合防災訓練日程表（案）」のとおり

**６　安全管理事項**

　　防災訓練の実施にあたっては、実施要綱等を熟知・厳守し、次に掲げるところにより、安全管理の徹底を図る。

　⑴　安全管理者

　　　総括安全管理者　　本巣市長

　　　　　安全管理者　　本巣市副市長、岐阜市消防本部本巣消防署長、本巣市連合自治会長

　⑵　安全管理者の指導方針

　　　安全管理者は、訓練実施に際して常に危険防止を心がけ、参加する各組織の構成員、班員等（以下「班員等」という）の体力、気力の把握と高揚に努め、安全軽視の態度をいましめ、絶えず基本を重視し、規律のある管理のもとに班員等及び使用機材を掌握して指導監督にあたり、危険と認めた場合は直ちに中止の指令を出すものとする。

　⑶　各組織の長、リーダー、班長等（以下「班長等」という）の留意事項

　　①　訓練の実施にあたって、班員等に対し訓練の種別、目的及び内容並びに目標などを指示し、十分理解させること。

　　②　訓練の開始にあたって、事前に施設及び用具について十分その点検と確認を行い、不備欠陥のあるものは使用してはならない。また、必ず使用目的と性能に応じた方法で使用すること。

　　③　訓練中における指示命令は、ためらいなく直ちに与え、班員等が安全かつ適確迅速に行動できるものでなければならない。

　⑷　班員等の留意事項

　　①　訓練の実施にあたって、事前に計画の内容を熟知し、本部員・班長等、指揮者の注意を厳守して行わなければならない。

　　②　訓練を実施する班員等は、定められた服装を着衣し、身体保護のため、必ず保安帽等を着用すること。（市議会議員、災害対策本部員、市職員、消防団員のみ）

　　③　訓練は、班員等相互の確実な連携動作によって安全性が保持できかつ確実性及び迅速性につながるため、動作の確認呼称と相互の合図を確実に実施しなければならない。

　　④　訓練にあたっては、班員等の安全と訓練の効果を最大に発揮できるよう、全員が指揮者の指示に積極的に従い、協力しなければならない。

　　⑤　訓練にあたって、自動車等については、交通法規を遵守すること。